

平成13年度 電気事故件数総括表

(自家用電気工作物設置者)

事故の種類 他社事故波及 事故発生箇所		電気火災			感電死傷			電気工作物の欠陥等による死傷・物損			放射線			電気工作物の損壊						供給支障 (被害なし)	大臣及び局長指定			事故総件数					
														主要工作物			その他の工作物												
		有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	有	無	計	有	無	計
発電所	水力														1	1											1	1	
	火力					2	2		3	3					63	63											68	68	
	原子力																												
	計					2	2		3	3					64	64											69	69	
変電所																													
送電線路	架空					1	1								1	1					1						2	1	3
	地中																												
特別高圧配電線路	計					1	1								1	1					1						2	1	3
高圧配電線路	架空																	1	1								1		1
	地中																												
	計																	1	1								1		1
低圧配電線路																													
需要設備	引込線等	1		1		7	7	1		1							234	35	269	3						239	42	281	
	受変電設備		2	2	1	57	58	2	11	13					4	4	95	10	105	6						104	84	188	
	負荷設備等		33	33		32	32		13	13					3	3	5		5	1						6	81	87	
合計		1	35	36	1	99	100	3	27	30				1	71	72	335	45	380	11						352	277	629	

- 備考1. 需要設備の受変電設備とは、電気設備に関する技術基準を定める省令第23条に基づく設備であって、発電所、変電所及び開閉所以外の設備をいう。
 備考2. 需要設備の負荷設備とは、受変電設備として区切られた箇所以降の配電設備を含む負荷設備をいう。ただし、構外に亘る電線路は除く。
 備考3. 需要設備の引き込み線とは、他の者から供給を受ける受電点(分岐点)から受電設備に至る電線路をいう。
 備考4. 1件の事故が2以上の事故種類に該当する場合は、事故種類の各項にそれぞれ記載しているが、「事故総件数」の項には重複して記載していない。